

りそな・世界資産分散ファンド

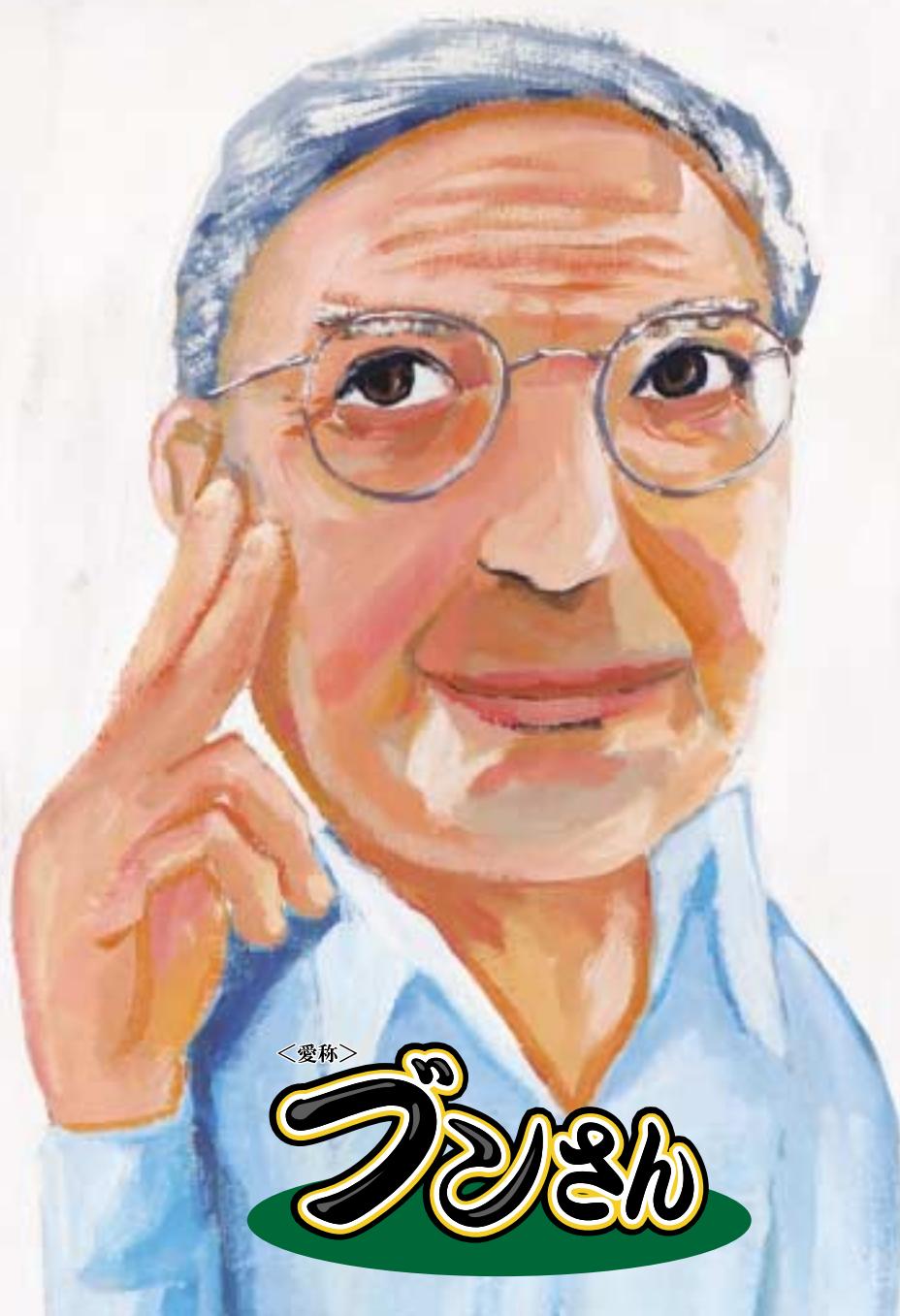
追加型投信／海外／資産複合

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(交付目論見書)

平成22年6月3日

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託
Daiwa Asset Management

50th
Anniversary

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

基準価額、販売会社などについては、下記にお問合わせ下さい。

委託会社の情報提供窓口

大和証券投資信託委託株式会社

お電話によるお問合わせ先 電話番号(コールセンター) **0120-106212**
(営業日の 9:00 ~ 17:00)

委託会社のホームページ アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
本文書により行なう「りそな・世界資産分散ファンド(愛称：ブンさん)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成21年12月2日に関東財務局長に提出しており、平成21年12月3日にその届出の効力が生じております。
当該有価証券届出書第三部の内容を記載した「投資信託説明書(請求目論見書)」は、投資者の請求により交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)なお、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることもできます。

下記の内容は、この投資信託（以下「当ファンド」といいます。）をお申込みされる際にあらかじめ、投資家のみなさまに、ご確認いただきたい事項としてお知らせするものです。

当ファンドにかかる、下記の内容および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読み下さい。

記

■当ファンドにかかるリスクについて

当ファンドは、主に海外の株式、公社債、不動産投資信託証券（リート）を実質的な投資対象としますので、株価、公社債の価格、リートの価格の下落、株式、公社債の発行企業・発行体の経営不安、倒産、財政難等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替レートの変動の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、投資家のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価、公社債の価格、リートの価格の変動リスク」、「信用リスク」、「為替リスク」などが考えられます。これらのリスクを含むより詳細な内容については、投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」に記載しておりますのでご確認下さい。

■当ファンドにかかる手数料等について

◆申込手数料

当ファンドの申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）です。

※くわしくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認下さい。

◆換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

◆信託報酬

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年 1.365%（税抜 1.30%）の率を乗じて得た額とし、ファンドよりご負担いただきます。

◆その他の費用^(*)

監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等をファンドでご負担いただきます。

(*) 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

※くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）の「費用・税金」に記載しておりますのでご確認下さい。

投資信託説明書(交付目論見書) 目次

ファン ドの概要	1p
商品分類・属性区分	3p
ファン ドの特 色	5p
投資方針	12p
投資リスク	16p
ファン ドの仕組み・体制	20p
費用・税金	25p
申込手続き等の概要	29p
管理および運営の概要	32p
その他の情報	36p
ファン ドの運用状況	38p
約款	52p
用語解説	63p

ファン
ドの概要

商品分
類・属性
区分

ファン
ドの特
色

投
資
方
針

投
資
リ
ス
ク

ファン
ドの仕組み・体制

費
用
・
税
金

申
込
手
續
き等
の概
要

運
管
理
お
よ
び
運
営
の概
要

そ
の
他
の
情
報

ファン
ドの運
用状
況

約
款

用
語
解
説

ファンドの概要

ファンドの名称	りそな・世界資産分散ファンド（愛称：ブンさん）
ファンドの目的および基本的性格	追加型投信／海外／資産複合 海外の公社債、不動産投資信託証券および株式を実質的な主要投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券 世界REITマザーファンドの受益証券 世界好配当株マザーファンドの受益証券
マザーファンドの主要投資対象	海外の公社債等 海外の金融商品取引所上場および店頭登録（上場予定および登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。） 海外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。）
主な投資制限	株式への直接投資は、行いません。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
価額変動リスク	当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
申込取扱場所	委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。 （注）くわしくは、表紙裏をご参照下さい。
お買付単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位 （注）くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
お買付価額（1万口当たり）	お買付申込受付日の翌営業日の基準価額
お買付時の申込手数料	販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜 2.0%）です。 （注1）くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 （注2）お申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。 （注3）「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、お申込手数料はかかりません。
お買付代金のお支払い	販売会社が定める期日までに、販売会社においてお支払い下さい。 （注）くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。
ご換金価額（1万口当たり）	解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額です。

ご 挿 金 単 位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
ご 挿 金 手 数 料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
ご 換 金 代 金 の お 支 払 い	原則としてお申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
お 申 込 の 受 付 中 止 日 ・ 受 付 時 間	<p>ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（LIFFE）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお買付けおよびご換金の申込みの受け付けは行いません。お申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。</p> <p>委託会社の各営業日の午後3時までに受けたお買付けおよびご換金の申込み（当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。</p> <p>前のお申込受付中止日を除きます。</p>
収 益 分 配	<p>毎計算期末に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。</p> <p>（注1）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。</p> <p>（注2）お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。</p>
決 算 日	毎月9日（休業日の場合翌営業日）
収 益 分 配 方 針	<p>分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。</p> <p>原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。また、第1および第2計算期末には、収益の分配は行いません。</p> <p>留保益は、約款の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。</p>
信 託 期 間	無期限（平成17年11月18日当初設定）
信 託 報 酬 率	信託財産の純資産総額に対して年率1.365%（税抜1.30%）
運 用 報 告 書	毎年3月および9月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいようお願い申上げます。

商品分類・属性区分

商品
属性
区分
分

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米		
		欧州	ファミリー ファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	アジア		
不動産投信		オセアニア		
その他資産 投資信託証券 ((資産複合 資産配分固定型 資産、債券、不動産投信))	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	日々	アフリカ		
資産複合 ()	その他 ()	中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

[商品分類の定義]

「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれて從来の信託財産とともに運用されるファンド

「海外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「資産複合」…目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

[属性区分の定義]

「その他資産」…組入れている資産

「資産複合 資産配分固定型」…目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの

「年12回（毎月）」…目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの

「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの

「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<愛称>



りそな・世界資産分散ファンド

ファ
ンド
の
特
色

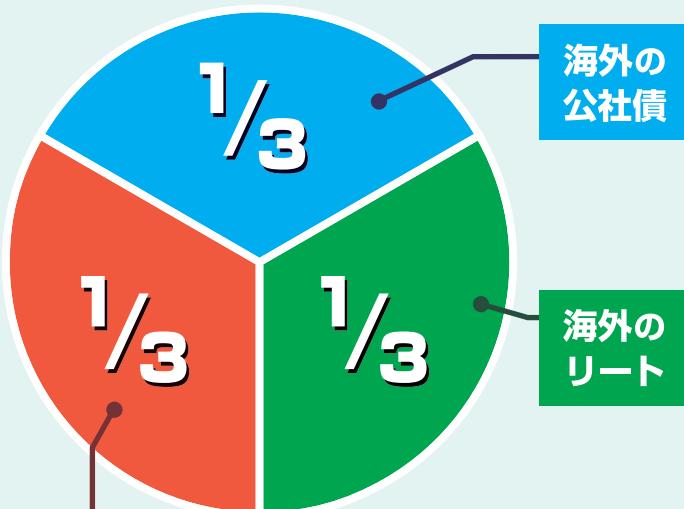
ファンドの特色

1

マザーファンドを通じて、海外の公社債、不動産投資信託証券(リート)および株式にそれぞれ3分の1ずつを目処に投資し、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

資産配分のイメージ

※あくまでイメージであり、実際の投資比率とは一致しません。



- 主として海外のソブリン債等を投資対象とします。
- ドル通貨圏、欧州通貨圏への投資割合をそれぞれ50%程度ずつとすることを基本とします。
- 格付けについては、国債: A格相当以上、国債以外: AA格相当以上(いずれも取得時)とすることを基本とします。

- 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。
- 業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- コーベン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに外貨建資産の運用にかかる権限を委託します。

- 北米、欧州、アジア・オセアニアの3地域に均等に投資することを基本とします。
- 定量分析データ(S&P社クオリティランキング等)を参考に、配当の質の高い企業を選定します。
- 配当利回りの水準、時価総額規模、流動性を勘案します。
- 定性分析に基づき利益や配当の継続性を考慮します。

(注1)各資産への投資は、下記の各マザーファンドを通じて行ないます。各マザーファンドの投資対象および投資方針について、くわしくは後掲のご説明をご参照下さい。

(注2)各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます(市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。)。

	マザーファンドの名称	標準組入比率
海外の公社債	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	信託財産の純資産総額の3分の1
海外のリート	世界REITマザーファンド	信託財産の純資産総額の3分の1
海外の株式	世界好配当株マザーファンド	信託財産の純資産総額の3分の1

■保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

2

毎月1回、9日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

分配方針

- ◆分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ◆原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ◆基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益(評価益を含みます。)等を中心に分配する場合があります。
- ◆分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

収益分配のイメージ



- 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

ファンドの特色

ファ
ン
ド
の
特
色

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の運用について

1 主として海外のソブリン債等(国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など)を投資対象とし、安定的な利子等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

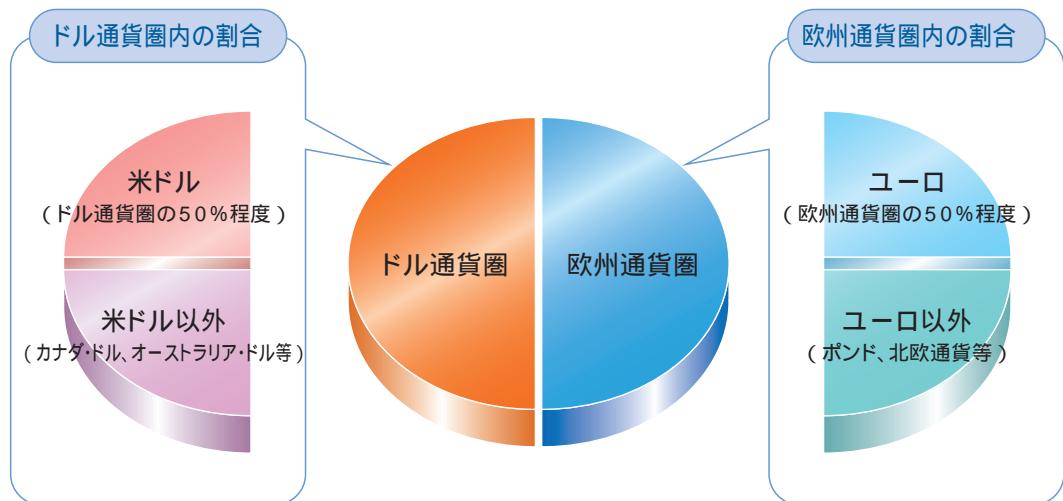
2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。

イ. 米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧洲通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします(上記の投資割合は10%の範囲内で変動することがあります。)

北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ

ロ. ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧洲通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします。

ポートフォリオのイメージ図



欧洲通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。

ハ. 国債については、取得時においてA格相当以上(ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上)とすることを基本とします。

ニ. ポートフォリオの修正デュレーションは5(年)程度から10(年)程度の範囲を基本とします。

ホ・金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。

- 3 外貨建資産への投資にあたっては、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
- 4 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

債券の格付けについて

信用度 高い	ムーディーズの場合		S & P の場合	
	Aaa	Aa { Aa1 Aa2 Aa3	AAA	AA { AA + AA -
	A { A1 A2 A3		A { A + A	
	Baa		BBB	
低い	Ba		BB	国債については、取得時に おいてA格相当以上(2) とすることを基本としま す。国債を除く投資対象の 格付けは、取得時において AA格相当以上(1)とする ことを基本とします。
	B		B	
	Caa		CCC	
	Ca		CC	
	C		C	
			D	

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズやスタンダード・アンド・プアーズ(S & P)といった格付機関が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、隨時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

デュレーションについて

金利が変動したときに債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。この値が大きいほど金利が変動したときの債券価格への影響が大きくなります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

ファンドの特色

ファ
ン
ド
の
特
色

「世界REITマザーファンド」の運用について

- 1 主として海外の金融商品取引所上場および店頭登録(上場予定および登録予定を含みます。)の不動産投資信託証券を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - イ．個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。
 - ロ．組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 3 外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。
- 4 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- 5 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

[リート(REIT)について]

リート(REIT)とは、Real Estate Investment Trustの略称です。

不動産投資に特化した会社(または信託)です。

リートは投資家から集めた資金等により不動産を購入し、購入した不動産からの収入や売却によって得た利益を配当として投資家に分配します。

コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて

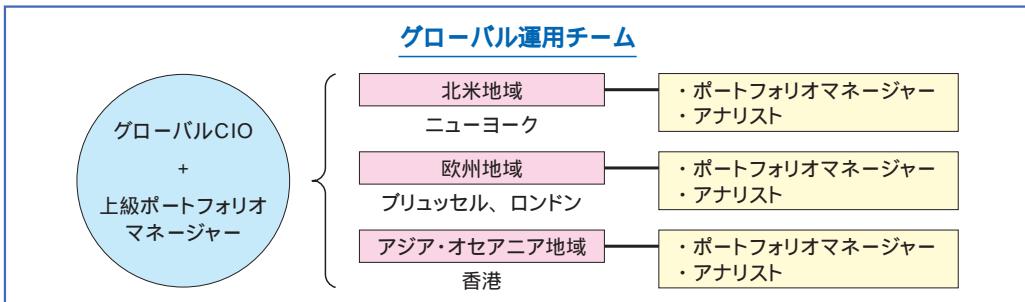
- ・米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- ・リート運用では最大級の資産規模。
- ・ワールドワイドなりサーチ力と運用力を有する。
- ・優先証券、公益株、バリュー株その他の高配当株の運用にも進出。インカム重視の運用を全般に展開。
- ・所在地：アメリカ合衆国、ニューヨーク州、ニューヨーク

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクのリート運用について

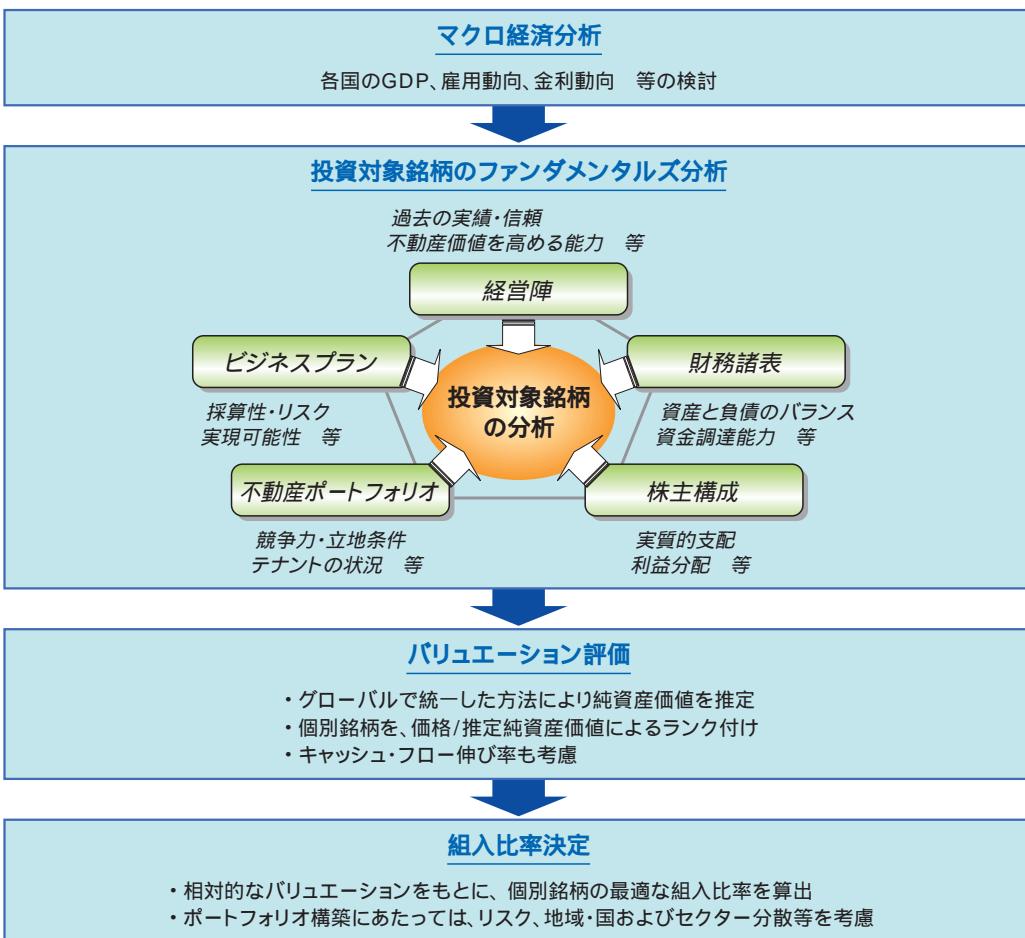
リサーチ・運用体制

ワールドワイドなリサーチ体制
グローバル運用チームによるチーム運用



ポートフォリオ構築プロセス

マクロ経済分析(各国のGDP、雇用動向、金利動向等)に基づき、世界各国域のリートのファンダメンタルズ分析・評価を行なったうえでポートフォリオを構築します。



上記の運用体制・プロセスは今後予告なく変更されることがあります。

ファンドの特色

ファ
ン
ド
の
特
色

「世界好配当株マザーファンド」の運用について

- 1 主として海外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。)を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と株式の値上がり益の獲得により信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - イ . 北米、欧州、アジア・オセアニアの3地域に均等に投資することを基本とします。
 - ロ . 定量分析データ(S & P社クオリティランキング 等)を参考に、配当の質の高い企業を選定します。
 - ハ . 配当利回りの水準、時価総額規模、流動性を勘案します。
 - ニ . 定性分析に基づき利益や配当の継続性を考慮します。
- 3 株式の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- 4 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

...スタンダード＆プアーズ(S & P社)のクオリティランキング(QR / IQR)は、企業の収益及び配当の安定性と成長性を評価する指標で、個別銘柄の中長期的な投資判断やポートフォリオの構築に利用されています。クオリティランキングは、一株当たり利益、一株当たり配当、売上高をもとに、独自のスコアリング手法に基づいて算出され、企業をA+、A、A-、B+、B、B-、C、Dの8つのランクで評価します。米国、日本その他世界各国の9,000銘柄以上にランキングが付与されています。

「Standard & Poor's」「S&P」「S&P Quality Rankings」「S&P International Quality Rankings」はザ・マグロウヒル・カンパニーズ社の登録商標であり、本商品の提供者である大和証券投資信託委託株式会社に対しては、その利用許諾が与えられています。スタンダード＆プアーズは本商品を推奨・支持・販売・促進等するものではなく、また本商品に対する投資適格性等に関し、いかなる意思表明等を行なうものではありません。スタンダード＆プアーズは、大和証券投資信託委託株式会社や本商品の投資家及びその他いかなる者に対しても、S&P Quality Rankings及びS&P International Quality Rankingsその付随データの利用による結果に対して、明示的にも暗示的にも何ら保証等を行なうものではありません。スタンダード＆プアーズは、S&P Quality Rankings及びS&P International Quality Rankingsの利用や投資目的への適合性やその販売性等に関し、一切の保証等を行なうものではないことを明示的に表明しています。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

投資方針

投資方針

投資対象	<p>下記の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券 世界REITマザーファンドの受益証券 世界好配当株マザーファンドの受益証券</p> <p>（注）その他の投資対象については約款をご参照下さい。</p>
投資態度	<p>主として、各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行なっています。</p> <p>各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。</p> <p>ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券 …… 信託財産の純資産総額の3分の1 世界REITマザーファンドの受益証券 ……………… 信託財産の純資産総額の3分の1 世界好配当株マザーファンドの受益証券…………… 信託財産の純資産総額の3分の1</p> <p>保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。保有実質外貨建資産とは、信託財産にかかる保有外貨建資産および各マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした資産との合計をいいます。</p> <p>当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
投資制限	<p>株式への直接投資は、行ないません。（約款）</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。（約款）</p> <p>（注）投資制限についてくわしくは約款をご参照下さい。</p>
収益分配方針	<p>分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。</p> <p>原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。また、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。</p> <p>留保益は、約款の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。</p>
運用体制	後掲「ファンドの仕組み・体制」をご参照下さい。

投資方針

投資方針

投資方針

参考 マザーファンドの概要

ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

投 資 対 象	海外の公社債等を主要投資対象とします。
投 資 態 度	<p>主として海外のソブリン債等（国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など）を投資対象とし、安定的な利子等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。</p> <p>イ．米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします（上記の投資割合は10%の範囲内で変動することがあります。）</p> <p>北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ ロ．ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします（ただし、欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。）</p> <p>ハ．国債については、取得時においてA格相当以上（ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上）とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上（ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上）とすることを基本とします。</p> <p>二．ポートフォリオの修正デュレーションは5（年）程度から10（年）程度の範囲を基本とします。</p> <p>ホ．金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。</p> <p>外貨建資産の投資にあたっては、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。</p> <p>当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
主 な 投 資 制 限	<p>株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。</p> <p>株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p>

世界REITマザーファンド

投資対象	海外の金融商品取引所()上場および店頭登録（上場予定および登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。
投資態度	主として海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。 イ．個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。 ロ．組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。 外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	株式への直接投資は、行ないません。 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
運用指図権限の委託	委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限を次の者に委託します。 コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク 280 パーク・アベニュー、ニューヨーク、ニューヨーク州 10017 前 の規定にかかわらず、前 により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

投資方針

投資方針

世界好配当株マザーファンド

投 資 対 象	海外の金融商品取引所()上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものといいます。以下同じ。
投 資 態 度	主として海外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と株式の値上がり益の獲得により信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 投資にあたっては、以下のようないくつかの点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。 イ．北米、欧州、アジア・オセアニアの3地域に均等に投資することを基本とします。 ロ．定量分析データ（S&P社クオリティランキング等）を参考に、配当の質の高い企業を選定します。 ハ．配当利回りの水準、時価総額規模、流動性を勘案します。 二．定性分析に基づき利益や配当の継続性を考慮します。 株式の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主 な 投 資 制 限	株式への投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

投資リスク

価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券（リート）など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。**委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますようお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

基準価額の主な変動要因

株価変動リスク	株式市況	株価	基準価額
	改 善	↗	上昇要因
	悪 化	↘	下落要因
公社債の 価格変動リスク	金 利	公社債価格	基準価額
	低 下	↗	上昇要因
	上 昇	↘	下落要因
リートの 価格変動リスク	リート市況	リート価格	基準価額
	改 善	↗	上昇要因
	悪 化	↘	下落要因
外貨建資産の 為替リスク	為替相場	円換算価値	基準価額
	円 安	↗	上昇要因
	円 高	↘	下落要因

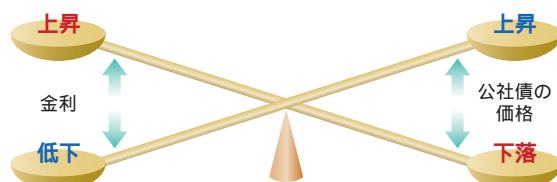
上図はイメージ図であり、必ずしも上図どおりにならない場合もあります。

1 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

2 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

金利変動による価格変化のイメージ図



上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

投資リスク

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

3 リートへの投資に伴うリスク



リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- ・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。

- ・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
- ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借り入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもあります。

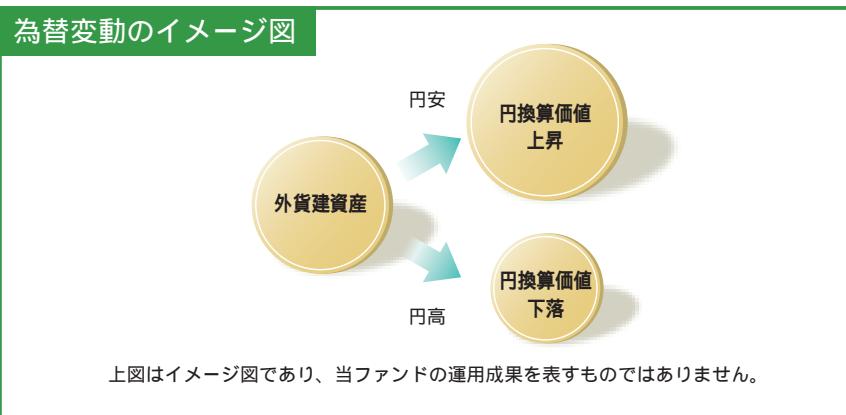
リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- ・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リートの価格や配当が影響を受けることが考えられます。
- ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

4 外国証券への投資に伴うリスク

為替リスク



投資リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

5 その他

イ . 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てるため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ . ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

換金性が制限される場合

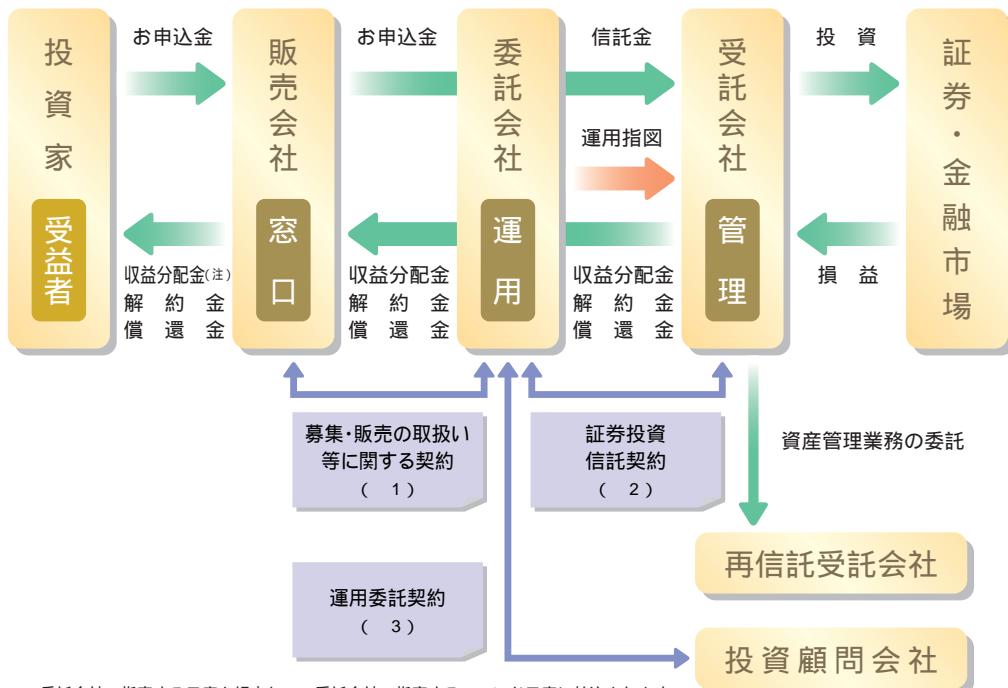
通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することができます。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

「リスク管理体制」については、後掲「ファンドの仕組み・体制」をご参照下さい。

ファンドの仕組み・体制

ファンドの仕組み

ファンドの
仕組み・体制

当ファンドの関係法人の名称および役割

販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（1）に基づき、次の業務を行ないます。 受益権の募集の取扱い　一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務　など
委託会社	[大和証券投資信託株式会社] 当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行　信託財産の運用指図 信託財産の計算　運用報告書の作成　など
投資顧問会社	[コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク] 委託会社との間の運用委託契約（3）に基づき、委託会社から権限の委託を受けて、世界REITマザーファンドにおける外貨建資産の運用の指図を行ないます（4）。
受託会社	[株式会社りそな銀行] 信託契約（2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分　信託財産の計算　など

ファンドの仕組み・体制

- (1) 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- (2) 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- (3) 運用指図権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等が定められています。
- (4) 投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

委託会社の概況（平成22年3月末日現在）

- ・名称 大和証券投資信託委託株式会社
 - ・代表者の役職氏名 取締役社長 石橋俊朗
 - ・本店の所在の場所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
 - ・資本金の額 151億7,427万2,500円
 - ・沿革
昭和34年12月12日 設立登記
昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年 4月 1日 営業開始
昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成 7 年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成 7 年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成19年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。
(金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)
 - ・大株主の状況

名 称	住 所	所有株式数	比 率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525株	100.00%

マザーファンド方式について・・・

当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行ないます。マザーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主として各マザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用を各マザーファンドで行なう仕組みです。

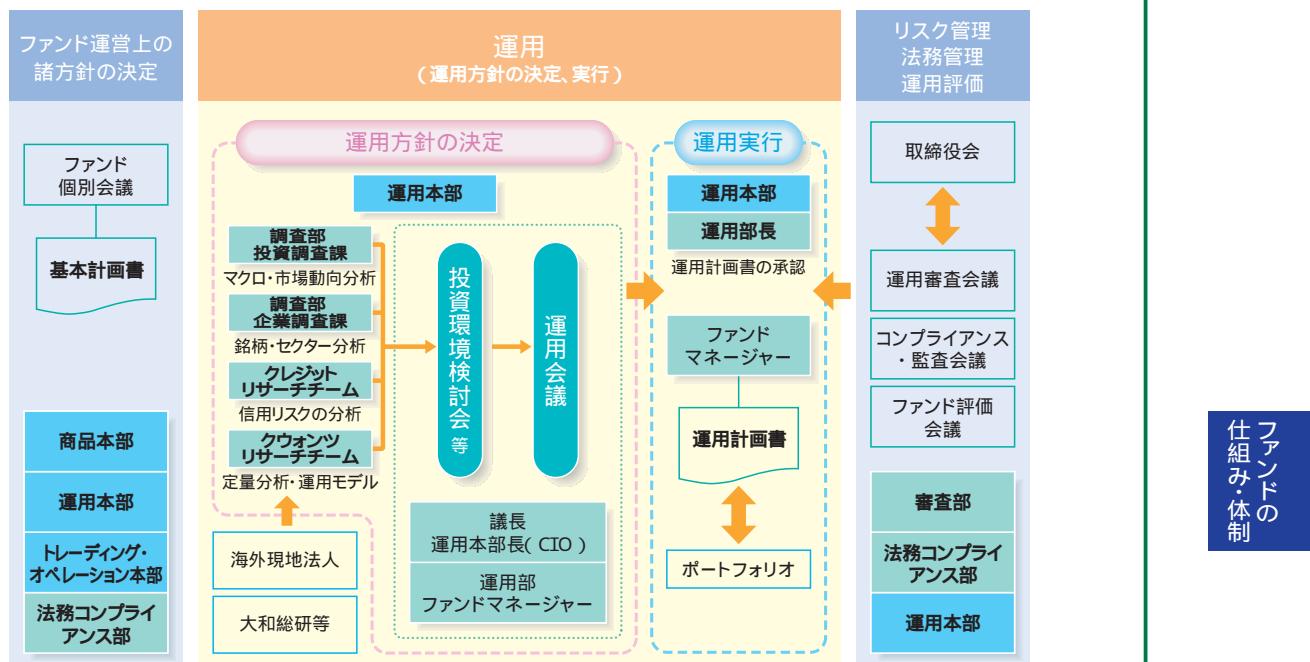


(注)「分配金再投資ヨース」の場合、収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に再投資されます。

運用体制

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ . 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ . 投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長(CIO)が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ . 基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ . 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ . 運用本部長 (CIO)(1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

ファンド運用に関する組織運営

ファンドマネージャーの任命・変更

運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定

各ファンドの分配政策の決定

代表取締役に対する随時の的確な状況報告
その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ . 運用副本部長 (1~5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ . 運用部長 (各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ニ . ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受け、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は20~30名程度です。

受託会社に対する管理体制

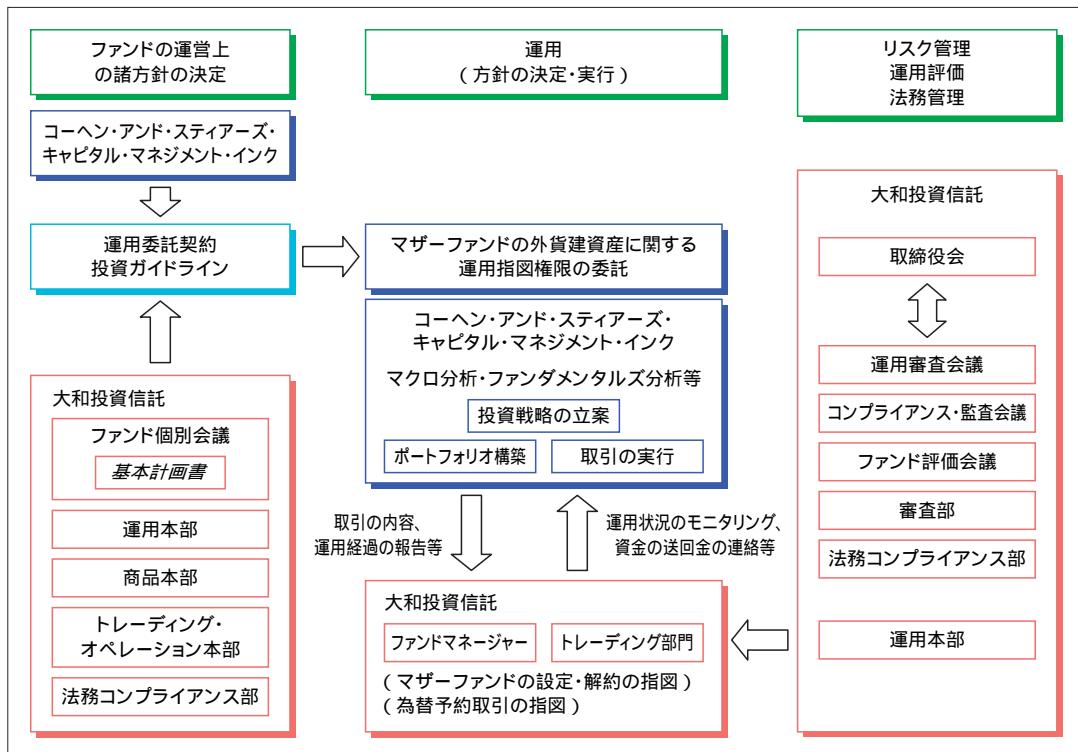
信託財産の管理業務を通じて、受託会社の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、年次で受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受けています。

ファンドの仕組み・体制

ファンドの
仕組み・
体制

海外のリート部分にかかる運用体制について

(世界REITマザーファンドにかかるものを含みます。)



イ. ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。なお、世界REITマザーファンドでは、コーケン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、コーケン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクと委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

ロ. 運用の実行

コーケン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクは、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

ハ. モニタリング

委託会社は、コーケン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクとの間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

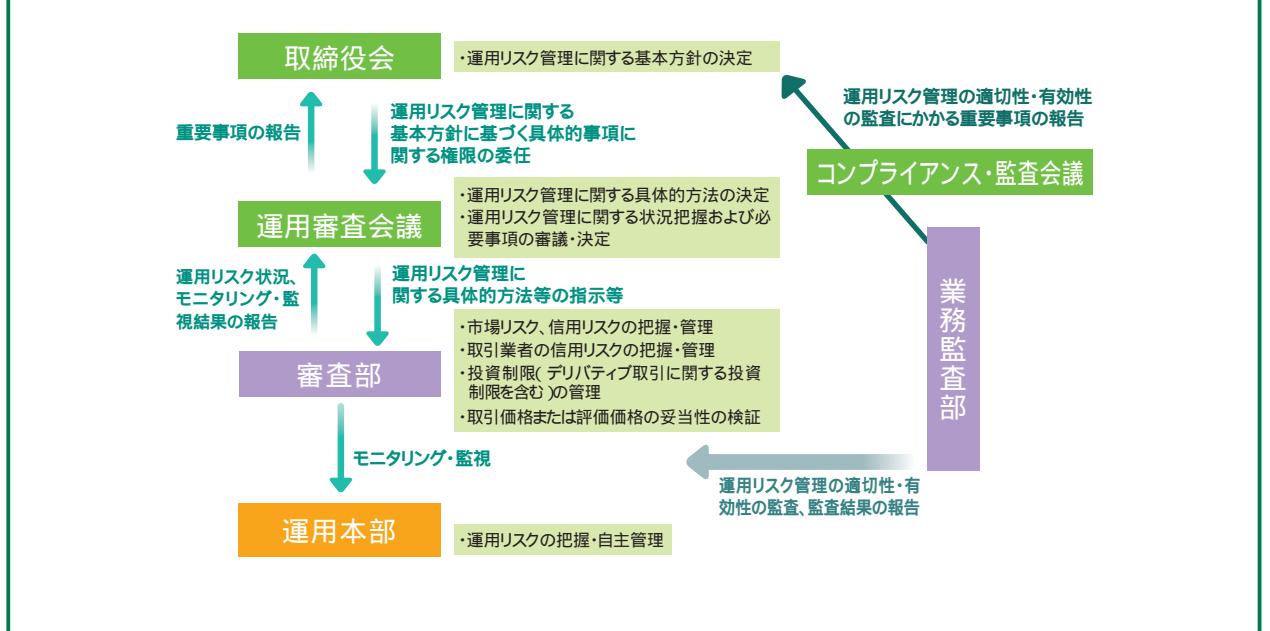
また、定期的なアンケートの実施およびコンプライアンスレポートの徴求により、運用体制、管理体制、コンプライアンス体制等についての報告を受けています。さらに、現地訪問による調査も行なっています。これらの報告および調査をもとに評価を行ない、委託会社でのファンド個別会議へ報告しています。

二. リスク管理、運用評価、法務管理

(前と同じ。)

上記の運用体制は平成22年3月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

リスク管理体制

ファンドの
仕組み・体制

上記の体制等は変更となる場合があります。

費用・税金

直接ご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金
お 買 付 時	お申込手数料	販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、 2.1%（税抜2.0%） となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
ご 換 金 時 (解約請求の場合)	所得税および地方税	解約時の差益(解約価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)に対して…… 10%
収 益 分 配 時	所得税および地方税	普通分配金に対して…………… 10%
償 返 時	所得税および地方税	償還時の差益(償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)に対して…… 10%

個人の受益者の場合。平成23年12月31日まで、特例措置として10%の税率が適用されます。

お申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、お申込手数料はかかりません。

ご換金手数料は、ありません。

信託財産留保額は、ありません。

くわしくは「課税上の取扱い」をご参照下さい。

信託財産で間接的にご負担いただく(信託財産が支払う)費用

信 託 報 酬 等

時 期	費 用			
	総額	純資産総額に対して…… 年率1.365%（税抜1.30%）		
毎 日	配分		委託会社	販売会社
		200億円未満	年率0.63% (税抜0.6%)	年率0.6825% (税抜0.65%)
		200億円以上500億円未満	年率0.5775% (税抜0.55%)	年率0.735% (税抜0.7%)
		500億円以上1,000億円未満	年率0.5250% (税抜0.5%)	年率0.7875% (税抜0.75%)
		1,000億円以上	年率0.4725% (税抜0.45%)	年率0.84% (税抜0.8%)

(注)信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、信託財産の純資産総額に応じて上記のとおりです。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

上記の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から收受した後、販売会社に支払われます。

委託会社は、「世界REITマザーファンド」の投資顧問会社が受けれる報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月9日および9月9日または信託終了のときに行なうものとします。

275億円以下の部分	年率0.57%	1,500億円超3,000億円以下の部分	年率0.37%
275億円超1,500億円以下の部分	年率0.47%	3,000億円超の部分	年率0.30%

・税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

・課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

その他の手数料等

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（台湾株式等への投資にかかる会計事務所等への支払金等を含むものとします。）受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

マザーファンドより支弁する手数料等

各マザーファンドの投資対象等に応じて、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

課税上の取扱い

1 個人の受益者に対する課税

費用・税金

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

ただし、平成23年12月31日までは特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行なわれます。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

ただし、平成23年12月31日までは特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用されます。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合せ下さい。

- ・税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ・課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

2 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%(所得税7%)、平成24年1月1日から15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合せ下さい。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

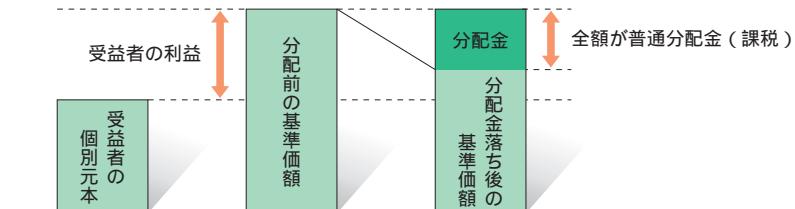
収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)」の区分があります。

普通分配金のみの場合

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

イメージ図



費用・税金

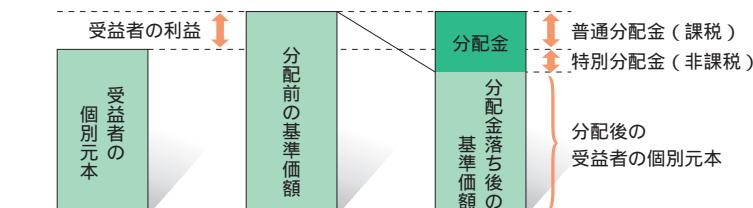
個別元本、基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。

普通分配金と特別分配金がある場合

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

イメージ図



個別元本、基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。

- ・税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ・課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

申込手続き等の概要

お買付けは

お申込方法

販売会社において取引口座を開設のうえお申込み下さい。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

(注) お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい積立投資契約を締結していただきます。

(注) 上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

お買付時期

原則としていつでもお買付けをお申込みいただけます。

ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（LIFFE）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお申込みの受け付けは行ないません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受けたお申込み（当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

上記のお申込受付中止日を除きます。

お買付単位

最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。

(注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

お買付価額

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お申込手数料

販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜 2.0%）です。

(注1) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

(注2) お申込手数料には、消費税等が課されます。

(注3) 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、お申込手数料はかかりません。

お買付代金のお支払い

販売会社が定める期日までに、販売会社においてお支払い下さい。

(注) くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。
くわしくは約款をご参照下さい。

ご換金は

ご換金時期

原則としていつでもご換金をお申込みいただけます。

ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（LIFFE）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお申込みの受け付けは行いません。

委託会社の各営業日 の午後3時までに受けたお申込み（当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日 の取扱いとなります。

上記のお申込受付中止日を除きます。

ご換金単位

最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。

信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

ご換金価額

（1万口当たり）

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額です。

ご換金代金のお支払い

原則としてお申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。

受け付けの制限

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することができます。ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受けたものとして取扱います。くわしくは約款をご参照下さい。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

くわしくは約款をご参照下さい。

申
込
手
等
の
概
要

申込手続き等の概要

収益分配金・償還金のお支払いは

収益分配金

「分配金再投資コース」をご利用の場合

収益分配金は、税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

「分配金支払いコース」をご利用の場合

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社でお支払いします（税金が差引かれます。）。

償還金

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社でお支払いします。

（注）収益分配時、償還時の税金について、くわしくは前掲「費用・税金」をご参照下さい。

収益分配金は、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

くわしくは約款をご参照下さい。

管理および運営の概要

資産の評価は

[基準価額]

基準価額

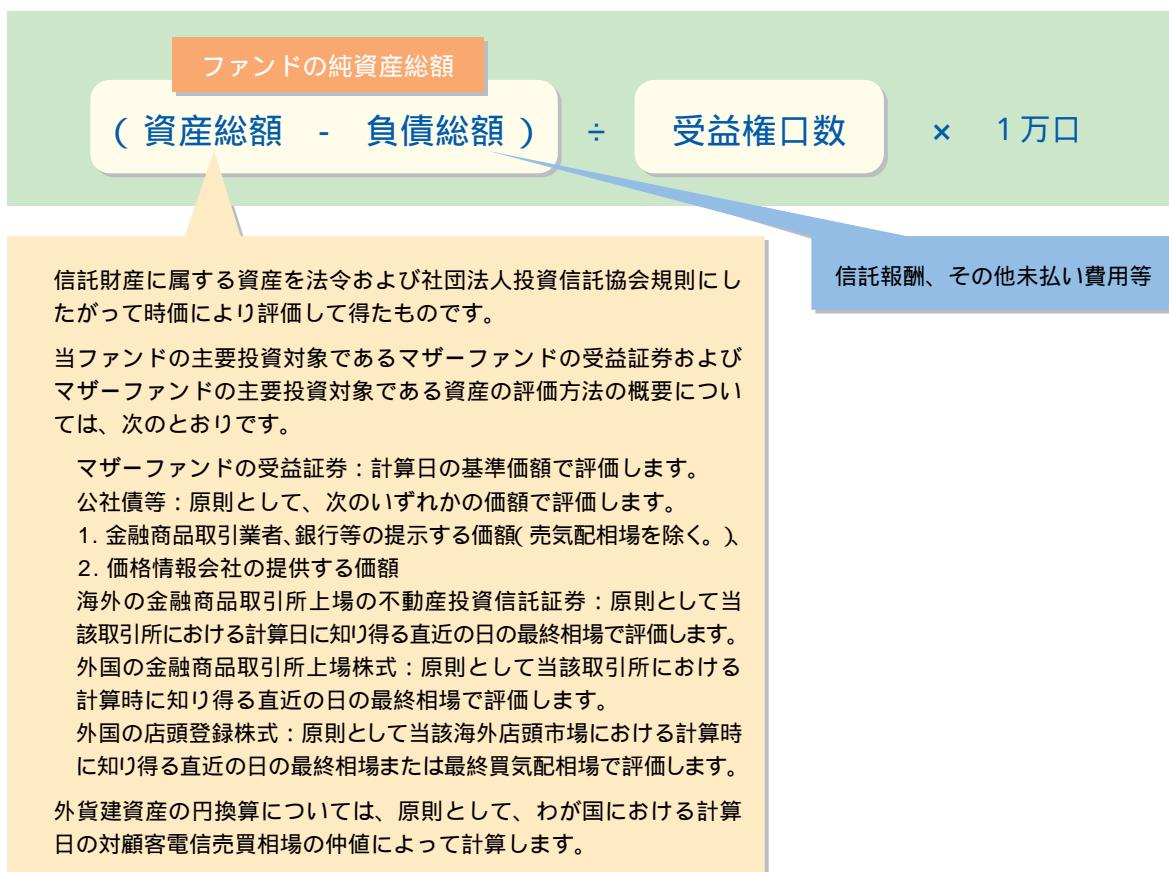
信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額情報の入手方法

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。ほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

[基準価額の算出]



運営の概要

信託期間は

信託期間は、無期限です。

ただし、受益権の口数が30億口を下すこととなった場合等には、信託を終了させることができます。

上記についてくわしくは約款をご参照下さい。

管理および運営の概要

計算期間は

毎月10日から翌月9日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

信託金の限度額は

1兆8,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

繰上償還について

次のいずれかの場合には、委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、信託契約を解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合
- ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

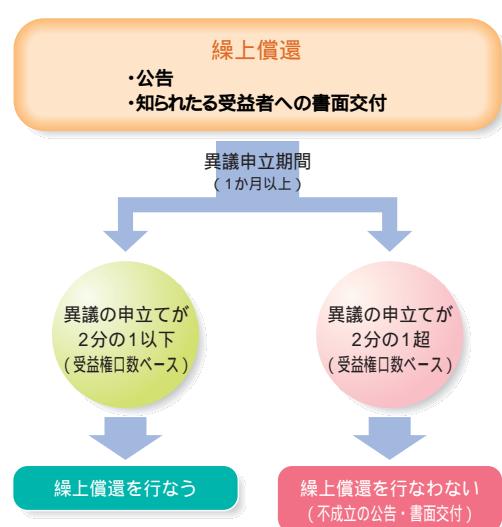
[信託の終了(繰上償還)にかかる手続きの概要]

繰上償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知られたる受益者に交付します。

前 の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、繰上償還は行ないません。繰上償還を行なう場合において、前

の一定期間に内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。



(注)すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

上記のほか、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき等には、信託を終了させること（繰上償還）があります。

上記についてくわしくは約款をご参照下さい。

約款変更については

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、信託約款を変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

〔変更内容が重大なときの信託約款の変更にかかる手続きの概要〕

信託約款を変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に交付します。

前 の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更はしません。信託約款の変更を行なう場合において、前 の一定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(注)すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにいたします。

運用経過のお知らせなどは

委託会社は、毎年3月および9月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

上記についてくわしくは約款をご参照下さい。

管理および運営の概要

受益者の権利等については

受益者の有する主な権利は、次のとあります。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。）を持分に応じて請求する権利を有します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。

その他の情報

[有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所]

該当ありません。

[内国投資信託受益証券の形態等]

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。格付けは、取得しておりません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

[発行価額の総額]

1兆円を上限とします。

[申込期間]

平成21年12月3日から平成22年12月2日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

[払込期日]

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

[払込取扱場所]

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。

[振替機関に関する事項]

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

[振替受益権について]

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

[保管]

該当事項はありません。

[関係法人との契約の更改]

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク（投資顧問会社）と委託会社との運用委託契約は、原則としてファンドの信託期間終了まで存続します。

その他の情報

[内国投資信託受益証券事務の概要]

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

[ファンドの詳細情報の項目]

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書 平成 年 月 日

資産総額

負債総額

純資産総額(-)

発行済数量

1単位当たり純資産額(/)

第5 設定及び解約の実績

ファンドの運用状況

[運用状況]

(1) 投資状況 (平成22年3月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	262,632,422,361	99.19
内 日本	262,632,422,361	99.19
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2,135,304,400	0.81
純資産総額	264,767,726,761	100.00

(参考) 世界好配当株マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	84,237,324,883	95.70
内 オーストラリア	12,516,416,230	14.22
内 カナダ	1,436,357,352	1.63
内 スイス	2,353,556,625	2.67
内 デンマーク	397,400,740	0.45
内 ヨーロ	11,668,318,208	13.26
内 英国	11,100,004,031	12.61
内 香港	5,741,516,830	6.52
内 韓国	3,003,316,290	3.41
内 スウェーデン	2,012,784,060	2.29
内 シンガポール	2,705,253,250	3.07
内 台湾	4,637,159,038	5.27
内 米国	26,665,242,229	30.29
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	3,787,852,381	4.30
純資産総額	88,025,177,264	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(売建)	600,930,000	△0.68
内 日本	600,930,000	△0.68

(参考) 世界REITマザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	91,227,567,324	95.89
内 オーストラリア	18,599,471,734	19.55
内 カナダ	1,340,689,244	1.41
内 ヨーロ	11,399,362,726	11.98
内 英国	10,269,132,881	10.79
内 香港	2,688,704,681	2.83
内 ニュージーランド	305,768,397	0.32
内 シンガポール	2,980,606,844	3.13
内 米国	43,643,830,817	45.88
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	3,906,146,548	4.11
純資産総額	95,133,713,872	100.00

ファンドの運用状況

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（買建）	485,232,053	0.51
内 日本	485,232,053	0.51
為替予約取引（売建）	1,183,709,937	△1.24
内 日本	1,183,709,937	△1.24

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	154,546,072,277	93.87
内 オーストラリア	19,350,130,925	11.75
内 カナダ	22,225,423,016	13.50
内 デンマーク	2,787,834,117	1.69
内 ユーロ	35,597,912,246	21.62
内 英国	28,156,637,340	17.10
内 ノルウェー	1,878,783,066	1.14
内 スウェーデン	5,708,174,251	3.47
内 米国	38,841,177,316	23.59
特殊債券	4,495,058,357	2.73
内 オーストラリア	4,495,058,357	2.73
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	5,600,038,325	3.40
純資産総額	164,641,168,959	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（売建）	621,210,000	△0.38
内 日本	621,210,000	△0.38

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産(平成22年3月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	世界好配当株マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	90,595,646,335	0.91900 83,257,403,348	0.9716 88,022,729,979	— —	33.25%
2	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	110,159,092,575	0.75820 83,522,629,275	0.7990 88,017,114,967	— —	33.24%
3	ハイグレード・ソブリン・マザーフ アンド 日本	親投資信託 受益証券 —	83,599,707,874	1.00680 84,084,586,182	1.0358 86,592,577,415	— —	32.71%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.19%
合計	99.19%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 世界好配当株マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	BHP BILLITON LTD オーストラリア	株式 鉱業	540,000	3,710 2,003,687,712	3,787 2,045,133,792	— —	2.32%
2	AUSTRALIA & NZLAND BK オーストラリア	株式 銀行業	740,000	2,029 1,501,951,360	2,170 1,606,078,240	— —	1.82%
3	WESTPAC BANKING オーストラリア	株式 銀行業	667,100	2,288 1,526,366,427	2,398 1,599,754,899	— —	1.82%
4	COMMONWEALTH BANK OF AUST オーストラリア	株式 銀行業	325,000	4,675 1,519,391,120	4,841 1,573,437,320	— —	1.79%
5	CHEVRON CORP 米国	株式 石油・石炭製品	200,000	6,944 1,388,901,120	7,005 1,401,182,400	— —	1.59%
6	BRIT AMERICAN TOBACCO PLC 英国	株式 食料品	427,247	3,260 1,392,862,818	3,204 1,369,168,553	— —	1.56%
7	MICROSOFT CORP 米国	株式 サービス業	420,000	2,663 1,118,768,784	2,769 1,163,316,336	— —	1.32%
8	BP PLC 英国	株式 石油・石炭製品	1,300,000	865 1,124,688,240	876 1,138,924,800	— —	1.29%
9	INT'L BUSINESS MACHINES 米国	株式 電気機器	93,000	11,761 1,093,790,335	11,980 1,114,210,754	— —	1.27%
10	HSBC HOLDINGS PLC 英国	株式 銀行業	1,120,000	990 1,109,856,384	940 1,053,561,600	— —	1.20%
11	BANCO SANTANDER SA ユーロ	株式 銀行業	833,956	1,302 1,086,574,282	1,244 1,037,714,901	— —	1.18%
12	TELEFONICA S.A. ユーロ	株式 情報・通信業	430,000	2,256 970,103,736	2,213 951,840,432	— —	1.08%

ファンドの運用状況

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
13	BNP PARIBAS ユーロ	株式 銀行業	130,000	7,146 929,067,516	7,281 946,606,284	— —	1.08%
14	TOTAL SA ユーロ	株式 石油・石炭製品	175,000	5,279 923,845,860	5,356 937,399,680	— —	1.06%
15	RIO TINTO LTD オーストラリア	株式 鉱業	134,000	6,561 879,233,389	6,758 905,630,960	— —	1.03%
16	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL 米国	株式 食料品	185,000	4,725 874,217,796	4,883 903,478,876	— —	1.03%
17	BHP BILLITON PLC 英国	株式 鉱業	280,000	3,135 877,836,960	3,184 891,792,720	— —	1.01%
18	INTEL CORP 米国	株式 電気機器	410,000	1,932 792,300,728	2,079 852,572,040	— —	0.97%
19	NOVARTIS AG-REG SHS スイス	株式 医薬品	170,000	5,102 867,357,085	4,975 845,840,100	— —	0.96%
20	STANDARD CHARTERED PLC 英国	株式 銀行業	330,000	2,493 822,856,320	2,480 818,686,440	— —	0.93%
21	TAIWAN SEMICONDUCTOR 台湾	株式 電気機器	4,451,286	179 798,186,800	182 811,229,068	— —	0.92%
22	M & T BANK CORP 米国	株式 銀行業	106,000	7,325 776,454,155	7,420 786,612,262	— —	0.89%
23	DIAGEO PLC 英国	株式 食料品	490,000	1,521 745,748,640	1,555 762,259,680	— —	0.87%
24	LINEAR TECHNOLOGY CORP 米国	株式 電気機器	280,000	2,534 709,634,688	2,660 745,064,320	— —	0.85%
25	UNITED OVERSEAS BANK シンガポール	株式 銀行業	550,000	1,210 665,665,000	1,314 722,722,000	— —	0.82%
26	OCCIDENTAL PETROLEUM 米国	株式 石油・石炭製品	88,000	7,581 667,201,005	7,840 689,962,310	— —	0.78%
27	WESFARMERS LIMITED オーストラリア	株式 コングロマリット	255,000	2,774 707,410,392	2,705 689,795,808	— —	0.78%
28	BASF SE ユーロ	株式 化学	120,000	5,400 648,034,992	5,711 685,436,040	— —	0.78%
29	BRISTOL MYERS SQUIBB 米国	株式 医薬品	270,000	2,354 635,807,448	2,489 672,232,608	— —	0.76%
30	SAMSUNG ELECTRONICS 韓国	株式 電気機器	10,000	64,687 646,878,000	66,992 669,922,000	— —	0.76%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□、投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	95.70%
合計	95.70%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
鉱業	5.34%
建設業	0.74%
食料品	7.08%
繊維製品	0.57%
化学	5.19%
医薬品	4.91%
石油・石炭製品	7.28%
ガラス・土石製品	0.18%
鉄鋼	1.30%
非鉄金属	0.33%
金属製品	0.36%
機械	2.78%
電気機器	10.58%
輸送用機器	1.28%
精密機器	0.37%
その他製品	0.68%
電気・ガス業	2.72%
情報・通信業	4.26%
卸売業	0.26%
小売業	3.74%
銀行業	18.12%
証券・商品先物取引業	0.29%
保険業	4.06%
その他金融業	1.46%
不動産業	0.48%
サービス業	4.43%
消費材	0.65%
石油他	1.54%
建設資材	0.08%
コンピュマリット	3.14%
電力	0.45%
その他製造	1.04%
合計	95.70%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	賃建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	イスラエル売/円買 2010年4月	売建	2,000,000	174,561,000	174,580,000	△0.20%
		オーストラリア売/円買 2010年4月	売建	5,000,000	422,465,000	426,350,000	△0.48%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ファンドの運用状況

(参考) 世界REITマザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	WESTFIELD GROUP オーストラリア	投資証券 —	6,215,415	1,044 6,493,531,192	1,043 6,487,819,236	— —	6.82%
2	UNIBAIL-RODAMCO SE ユーロ	投資証券 —	287,647	19,374 5,573,121,750	18,681 5,373,759,698	— —	5.65%
3	SIMON PROPERTY GROUP INC 米国	投資証券 —	584,398	7,431 4,343,105,377	7,923 4,630,352,726	— —	4.87%
4	STOCKLAND オーストラリア	投資証券 —	9,027,634	359 3,241,180,602	345 3,118,000,341	— —	3.28%
5	LAND SECURITIES PLC 英国	投資証券 —	3,123,962	941 2,942,232,854	954 2,982,509,001	— —	3.14%
6	PUBLIC STORAGE 米国	投資証券 —	273,109	8,148 2,225,413,174	8,667 2,367,201,316	— —	2.49%
7	GOODMAN GROUP オーストラリア	投資証券 —	35,689,609	52 1,873,526,657	55 1,978,346,406	— —	2.08%
8	LINK REIT 香港	投資証券 —	8,179,127	231 1,897,007,827	229 1,879,370,357	— —	1.98%
9	HAMMERSON PLC 英国	投資証券 —	3,363,775	556 1,872,566,450	552 1,856,981,407	— —	1.95%
10	BRITISH LAND CO PLC 英国	投資証券 —	2,756,985	651 1,794,893,177	671 1,851,794,040	— —	1.95%
11	DEXUS PROPERTY GROUP オーストラリア	投資証券 —	26,905,890	70 1,904,463,468	68 1,847,100,111	— —	1.94%
12	PROLOGIS 米国	投資証券 —	1,460,568	1,219 1,781,534,244	1,250 1,826,378,356	— —	1.92%
13	HOST HOTELS&RESORTS INC 米国	投資証券 —	1,150,660	1,171 1,347,852,747	1,373 1,580,167,318	— —	1.66%
14	SEGRO PLC 英国	投資証券 —	3,123,866	470 1,470,794,524	461 1,442,525,096	— —	1.52%
15	MIRVAC GROUP オーストラリア	投資証券 —	11,095,457	134 1,495,028,505	127 1,419,330,859	— —	1.49%
16	VORNADO REALTY TRUST 米国	投資証券 —	188,641	6,562 1,237,883,219	7,140 1,347,051,426	— —	1.42%
17	CORIO NV ユーロ	投資証券 —	218,814	5,858 1,281,901,139	6,115 1,338,147,958	— —	1.41%
18	ICADE ユーロ	投資証券 —	119,584	9,621 1,150,558,131	10,325 1,234,810,895	— —	1.30%
19	KIMCO REALTY CORP 米国	投資証券 —	778,252	1,372 1,068,026,350	1,492 1,161,433,400	— —	1.22%
20	BOSTON PROPERTIES INC 米国	投資証券 —	163,451	6,752 1,103,758,974	7,093 1,159,418,354	— —	1.22%
21	LIBERTY PROPERTY TRUST 米国	投資証券 —	354,337	3,000 1,063,202,342	3,184 1,128,478,021	— —	1.19%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
22	CAPITACOMMERCIAL TRUST シンガポール	投資証券 —	15,302,000	75 1,149,868,790	73 1,119,341,300	— —	1.18%
23	CAPITAMALL TRUST シンガポール	投資証券 —	7,966,609	123 985,389,867	123 980,092,072	— —	1.03%
24	EQUITY RESIDENTIAL 米国	投資証券 —	249,259	3,500 872,447,578	3,674 915,814,855	— —	0.96%
25	VENTAS INC 米国	投資証券 —	203,843	4,223 860,846,438	4,478 913,001,708	— —	0.96%
26	DERWENT LONDON PLC 英国	投資証券 —	459,830	1,908 877,372,194	1,929 887,056,214	— —	0.93%
27	COMMONWEALTH PROPERTY OFF オーストラリア	投資証券 —	11,275,371	84 951,948,002	78 879,830,729	— —	0.92%
28	WEINGARTEN RLTY F 米国	投資証券 —	439,089	1,991 874,659,316	1,985 871,799,618	— —	0.92%
29	HCP INC 米国	投資証券 —	277,290	2,841 787,903,341	3,083 854,980,901	— —	0.90%
30	CFS RETAIL PROPERTY TRUST オーストラリア	投資証券 —	5,129,302	164 844,233,868	161 828,923,927	— —	0.87%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	95.89%
合計	95.89%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2010年4月	売建	7,500,000	694,323,500	697,725,000	△0.73%
		米ドル買/円売 2010年4月	買建	5,215,866	486,021,819	485,232,053	0.51%
		英ポンド売/円買 2010年4月	売建	1,633,313	229,317,197	229,300,864	△0.24%
		ユーロ売/円買 2010年4月	売建	2,054,952	256,704,622	256,684,073	△0.27%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ファンドの運用状況

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	12,425,400,000	134.55 16,718,375,700	134.55 16,718,375,700	8.000000 21/06/07	10.15%
2	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND オーストラリア	国債証券 —	16,885,440,000	98.20 16,582,346,352	96.53 16,300,190,650	5.250000 19/03/15	9.90%
3	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	9,964,584,000	138.14 13,765,873,504	136.58 13,610,127,056	8.125000 21/05/15	8.27%
4	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	8,231,536,000	156.60 12,890,585,376	156.02 12,843,665,621	9.000000 25/06/01	7.80%
5	ITALIAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	8,369,640,000	102.88 8,611,187,810	103.34 8,649,688,154	4.250000 20/03/01	5.25%
6	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	5,666,136,000	120.93 6,852,454,894	119.74 6,784,744,569	6.250000 23/08/15	4.12%
7	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	5,861,520,000	97.28 5,702,145,271	95.93 5,623,366,442	4.500000 39/08/15	3.42%
8	BELGIUM GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	3,647,664,000	125.95 4,594,232,808	126.22 4,604,081,501	8.000000 15/03/28	2.80%
9	ITALIAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	3,747,600,000	106.65 3,997,002,780	106.83 4,003,748,460	4.250000 13/04/15	2.43%
10	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	2,948,400,000	133.45 3,934,639,800	134.07 3,952,919,880	8.750000 17/08/25	2.40%
11	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	3,650,400,000	105.12 3,837,300,480	106.31 3,880,740,240	5.000000 25/03/07	2.36%
12	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	2,874,936,000	135.10 3,884,067,285	133.78 3,846,348,125	7.500000 24/11/15	2.34%
13	SWEDISH GOVERNMENT BOND スウェーデン	国債証券 —	3,067,995,000	116.05 3,560,622,957	116.16 3,563,844,352	5.000000 20/12/01	2.16%
14	ITALIAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	2,748,240,000	116.54 3,202,798,896	117.38 3,226,076,489	6.000000 31/05/01	1.96%
15	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND オーストラリア	国債証券 —	3,070,080,000	99.89 3,066,921,229	99.34 3,049,940,275	5.750000 21/05/15	1.85%
16	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	2,167,832,000	138.45 3,001,428,439	136.85 2,966,699,770	8.125000 21/08/15	1.80%
17	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	2,731,664,000	105.20 2,873,765,161	104.28 2,848,715,802	4.000000 17/06/01	1.73%
18	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	2,123,640,000	129.14 2,742,596,114	129.63 2,753,023,187	6.250000 24/01/04	1.67%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
19	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	1,973,736,000	133.79 2,640,661,394	135.16 2,667,839,739	6.500000 27/07/04	1.62%
20	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	2,393,632,000	108.34 2,593,356,654	107.57 2,574,901,751	4.500000 15/06/01	1.56%
21	FRENCH GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	2,498,400,000	100.40 2,508,618,456	100.51 2,511,191,808	3.500000 20/04/25	1.53%
22	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	1,777,064,000	141.56 2,515,647,340	140.03 2,488,440,490	9.000000 18/11/15	1.51%
23	ITALIAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	2,248,560,000	108.09 2,430,670,874	108.15 2,432,020,010	4.750000 13/02/01	1.48%
24	DANISH GOVERNMENT BOND デンマーク	国債証券 —	1,740,086,000	137.20 2,387,415,393	137.44 2,391,626,401	7.000000 24/11/10	1.45%
25	SPANISH GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	2,248,560,000	102.67 2,308,708,980	103.60 2,329,530,646	4.650000 25/07/30	1.41%
26	SWEDISH GOVERNMENT BOND スウェーデン	国債証券 —	1,821,582,000	117.82 2,146,333,639	117.71 2,144,329,899	6.750000 14/05/05	1.30%
27	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	1,614,600,000	118.51 1,913,462,460	119.64 1,931,868,900	6.000000 28/12/07	1.17%
28	INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK オーストラリア	特殊債券 —	1,705,600,000	101.45 1,730,433,536	100.36 1,711,893,664	6.500000 19/08/20	1.04%
29	EUROFIMA オーストラリア	特殊債券 —	1,705,600,000	98.12 1,673,551,776	96.98 1,654,142,048	6.250000 18/12/28	1.00%
30	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	1,600,560,000	94.45 1,511,728,920	95.11 1,522,292,616	4.250000 36/03/07	0.92%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	93.87%
特殊債券	2.73%
合計	96.60%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

ファンドの運用状況

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	妙ダト [®] 売/円買 2010年4月	売建	4,000,000	365,416,000	365,400,000	△0.22%
		オストリナ [®] 売/円買 2010年4月	売建	3,000,000	256,539,000	255,810,000	△0.16%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成17年11月18日)	29,455,311,324	—	1.0000	—
第1特定期間末 (平成18年3月9日)	94,075,690,564	94,997,886,432	1.0109	1.0208
第2特定期間末 (平成18年9月11日)	198,665,297,195	204,126,499,593	1.0106	1.0384
第3特定期間末 (平成19年3月9日)	536,452,338,190	538,417,742,729	0.9545	0.9580
第4特定期間末 (平成19年9月10日)	632,044,762,228	634,507,408,343	0.8983	0.9018
第5特定期間末 (平成20年3月10日)	516,900,636,437	519,226,621,662	0.7778	0.7813
第6特定期間末 (平成20年9月9日)	463,391,087,394	465,581,763,135	0.7404	0.7439
第7特定期間末 (平成21年3月9日)	247,696,553,603	248,873,399,105	0.4209	0.4229
平成21年3月末日	265,212,122,283	—	0.4534	—
4月末日	291,800,223,688	—	0.5020	—
5月末日	298,485,125,430	—	0.5170	—
6月末日	298,646,481,666	—	0.5234	—
7月末日	309,370,519,026	—	0.5488	—
8月末日	315,873,027,412	—	0.5681	—
第8特定期間末 (平成21年9月9日)	315,057,955,643	316,165,320,798	0.5690	0.5710
9月末日	315,322,293,665	—	0.5765	—
10月末日	311,331,404,457	—	0.5811	—
11月末日	292,128,917,233	—	0.5600	—
12月末日	301,895,104,436	—	0.5986	—
平成22年1月末日	268,908,685,296	—	0.5665	—
2月末日	256,978,485,919	—	0.5616	—
第9特定期間末 (平成22年3月9日)	263,322,030,997	263,998,891,910	0.5836	0.5851
3月末日	264,767,726,761	—	0.6102	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0330
第2特定期間	0.0570
第3特定期間	0.1595
第4特定期間	0.0425
第5特定期間	0.0210
第6特定期間	0.0210
第7特定期間	0.0120
第8特定期間	0.0120
第9特定期間	0.0105

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	4.4
第2特定期間	5.6
第3特定期間	10.2
第4特定期間	△1.4
第5特定期間	△11.1
第6特定期間	△2.1
第7特定期間	△41.5
第8特定期間	38.0
第9特定期間	4.4

ファンドの運用状況

[財務ハイライト情報]

本項の記載事項は、「ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」（当該「財務諸表」については、あずさ監査法人により監査証明を受けており、当該監査証明にかかる監査報告書は、当該「財務諸表」の箇所に添付しております。）から抜粋して記載したものです。

りそな・世界資産分散ファンド

1 貸借対照表

	前 期 平成 21 年 9 月 9 日現在	当 期 平成 22 年 3 月 9 日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,376,909,237	2,357,587,479
親投資信託受益証券	312,253,705,062	261,340,559,256
未収入金	2,200,000,000	1,800,000,000
流動資産合計	316,830,614,299	265,498,146,735
資産合計	316,830,614,299	265,498,146,735
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,107,365,155	676,860,913
未払解約金	309,114,536	1,223,819,138
未払受託者報酬	13,610,887	10,502,794
未払委託者報酬	340,272,292	262,570,014
その他未払費用	2,295,786	2,362,879
流動負債合計	1,772,658,656	2,176,115,738
負債合計	1,772,658,656	2,176,115,738
純資産の部		
元本等		
元本	553,709,208,368	451,240,609,318
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△238,651,252,725	△187,918,578,321
(分配準備積立金)	1,451,551,350	504,625,115
元本等合計	315,057,955,643	263,322,030,997
純資産合計	315,057,955,643	263,322,030,997
負債純資産合計	316,830,614,299	265,498,146,735

2 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成21年3月10日 至 平成21年9月9日	自 平成21年9月10日 至 平成22年3月9日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	1,410,957	1,237,454
有価証券売買等損益	94,367,014,100	15,186,854,194
営業収益合計	94,368,425,057	15,188,091,648
営業費用		
受託者報酬	78,120,519	77,151,124
委託者報酬	1,953,014,237	1,928,779,341
その他費用	2,297,806	2,431,536
営業費用合計	2,033,432,562	2,008,362,001
営業利益	92,334,992,495	13,179,729,647
経常利益	92,334,992,495	13,179,729,647
当期純利益	92,334,992,495	13,179,729,647
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	288,002,747	321,848,445
期首剰余金又は期首次損金(△)	△340,726,197,453	△238,651,252,725
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,275,665,073	43,887,515,846
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	18,275,665,073	43,887,515,846
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,400,317,179	694,655,656
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	1,400,317,179	694,655,656
分配金	6,847,392,914	5,318,066,988
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△238,651,252,725	△187,918,578,321

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成21年3月10日 至 平成21年9月9日	自 平成21年9月10日 至 平成22年3月9日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

約 款

追加型証券投資信託

(りそな・世界資産分散ファンド)

約 款

大和証券投資信託委託株式会社

約
款

約 款

運用の基本方針

約款第22条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、海外の公社債、不動産投資信託証券および株式を実質的な主要投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

下記の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券
2. 世界R E I T マザーファンドの受益証券
3. 世界好配当株マザーファンドの受益証券

(2) 投資態度

① 主として、各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

② 各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券	…	信託財産の純資産総額の3分の1
世界R E I T マザーファンドの受益証券	…	信託財産の純資産総額の3分の1
世界好配当株マザーファンドの受益証券	…	信託財産の純資産総額の3分の1

③ 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。保有実質外貨建資産とは、信託財産にかかる保有外貨建資産および各マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産のうち信託財産に属するとみなされた資産との合計をいいます。

④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① 株式への投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

② 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

3. 収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。また、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託

(りそな・世界資産分散ファンド)

約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆8,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当時の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

約款

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降

「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）に当該申請の手続を委任することができます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 指定販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締

結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 (削除)

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第18条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第20条 委託者は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された次の第1号から第3号までに掲げる親投資信託（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の第4号から第7号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

1. ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券
2. 世界R E I T マザーファンドの受益証券
3. 世界好配当株マザーファンドの受益証券
4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
5. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

約款

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第21条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第25条において同じ。）、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条および第20条に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第24条、第29条および第30条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第26条 (削除)

(混藏寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混藏寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をする

こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第29条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条 この信託の計算期間は、毎月10日から翌月9日までとします。ただし、第1計算期間は、平成17年11月18日から平成17年12月9日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告）

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（台湾株式等への投資にかかる会計事

約款

務所等への支払金等を含むものとします。)、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
④ 委託者は、この信託において主要投資対象とする世界REITマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受けた報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に年10,000分の57以内の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月9日および9月9日または信託終了のときに行なうものとします。

(収益の分配方式)

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第39条 収益分配金は、第1および第2計算期間を除く毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第41条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 債還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の債還をするのと引き換えに、当該債還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社債法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、債還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第40条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第41条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第39条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第42条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第43条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

約款

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対する公告は、平成20年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、平成20年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

② 平成20年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）から第18条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

平成17年11月18日

委託者 大和証券投資信託委託株式会社

受託者 株式会社りそな銀行

I 別に定める取引所

約款第12条および第42条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所
ロンドン国際金融先物取引所（LIFFE）
オーストラリア証券取引所

用語解説

(投資信託の基本的な用語をまとめたもので、特定のファンドの解説を目的としたものではありません。)

委託会社

- 商品の性格や運用の方針などのファンド内容を決め、信託銀行（受託銀行）への指図を通じて資金の実質的な運用を行なう会社です。また、投資家に商品を説明する書類（目論見書）や、運用内容・結果を説明する書類（運用報告書）を作成し、基準価額の計算も行ないます。投信会社、運用会社などと呼ばれる場合もあります。

格付け

- 債券の信用力の度合い（利払いや元本返済の確実性）を示したものです。格付け会社がその発行体の財務能力、信用力、今後の方針等を分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。
- 債券の発行体（国や自治体、企業等）自体の格付けのほか、発行される個々の債券ごとの格付けがあります。利払いや返済の条件によって、同じ発行体であっても、格付けが異なることもあります。また、債券だけでなく、国全体や保険などの債務支払い能力に対して付けられることもあります。
- 債券に投資するファンドの場合、ファンドの目的に合わせて、投資できる格付けの水準が定められている場合もあります。

基準価額

- ファンドの純資産総額を残存口数で割ったもので、毎営業日に計算されます。単位口数当たり（1）のファンドの当日価額を表しており、投資家が買付けあるいは換金を行なうときの基準となる価額です。
- また、運用成果を反映して毎日変動しますので、ファンドの運用成績を評価する基準（2）ともなります。

1：1口 = 1円でスタートしたファンドの基準価額は、多くの場合、1万口当たりで公表されます。

2：信託報酬は既に控除されていますが、販売手数料や信託財産留保額は反映されていません。投資家が損益を計算する際にはそれらの費用のほか、税金等も考慮して計算する必要があります。

信託報酬

- 投資信託の運用・管理費用として、販売会社、委託会社（運用会社）受託銀行の三者が、それぞれの役割に対して信託財産の中から受取る報酬です。
- 信託報酬は、信託財産から日々差し引かれます。信託財産から負債を引いて時価評価したもの、純資産総額を口数で割ったものが基準価額ですから、基準価額の段階では、既に信託報酬は控除されています。

追加型投資信託

- ファンド設定後も購入できる投資信託です。信託期間は無期限のものと期限付きのものがあります。

(投資信託の基本的な用語をまとめたもので、特定のファンドの解説を目的としたものではありません。)

ヘッジ

- ・株式相場などにおける将来の価格変動リスクを回避・軽減することをいいます。回避する手段としては、信用取引や先物、オプションなどのデリバティブ取引を用います。基本パターンとしては、保有現物株の値下がりによる損失を食い止めるために行なう売りヘッジ（信用売り・先物売り）と、将来購入予定の株が購入する前に値上がりしてしまうリスクを防ぐ目的で行なう買いヘッジ（信用買い・先物買い）が挙げられます。この他に、外貨建証券で運用するファンドが行なう為替ヘッジなどもあります。

マザーファンド（方式）

- ・ファンドの運用の一方式です。この方式の場合、投資家が購入する各ファンドはベビーファンドと呼ばれ、ベビーファンドは原則として別に設定したマザーファンドの受益証券に投資します。ベビーファンドの資金をまとめることにより、運用効率を高めることをねらいとしています。

目論見書（投資信託説明書）

- ・有価証券の募集もしくは売出しの際、投資家に対して販売や勧誘を行なう際に当該有価証券の内容や発行者の事業内容を記載した法定開示資料です。
- ・投資信託の目論見書は委託会社が作成します。ファンドの仕組みやリスク、運用方針、分配方針、約款の内容、それらに加え、既に設定されているファンドの場合は、これまでの運用状況などが記載されています。